

第21回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日時：平成15年5月27日（火） 午後2時から午後5時まで

2 場所：プラザ菜の花 3階 菜の花 ・

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（7名）

赤羽委員、伊藤（公）委員、古宮委員、中村委員、轟木委員、
榛澤委員、山下委員

事務局

商工労働部 飯田次長

経営支援課 中島課長、阿部室長、貫井主幹、大畑主幹、掛巢副主幹、
田中副主幹、長谷部主任主事

都市部都市政策課 菰田副主査

千葉県警交通規制課 斉藤補佐、関屋係長

4 開会：

組織改正及び人事異動に伴う新任職員紹介

審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、届出に係る審議案件として2件、報告案件として8件を
お願いいたします。

届出に係る審議案件といたしましては、ファッションセンターしまむら南小川
町店、ビバホーム流山店の2件でございます。

ファッションセンターしまむら南小川店は、銚子市の南小川町地先に店舗面積
約1,000㎡未満の規模で営業中の衣料品専門店でございます。今回の増床により
まして、店舗面積を約1,300㎡にするというものでございます。

ビバホーム流山店は、流山市流山地先に店舗面積約4,900㎡のホームセンター
を新設するものです。

また、既存店の変更届出等に対する報告は、ヤオコー浦安東野店ほか7件であ
ります。これらは閉店時刻及び駐車場に関し変更するものであり、周辺的生活環
境に及ぼす影響がほとんどないと認められたことから、事務局ベースで処理させ
ていただきました案件でございます。これらについて報告させていただきたいと
思います。

以上でございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

配付資料の確認

議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

議事録署名人選出（議長が赤羽委員及び古宮委員の2名を指名した。）

5 議 事：

議題（1）新設の届出に対する県意見に係る審議については、次のとおりであった。

審議案件1「ファッションセンターしまむら南小川町店」について

<事務局説明>

初めに、しまむらの位置でございますけれども、銚子市でございます。千葉県の北東部にあたります。

（OHP）

（図面）北側が利根川になっておりまして、南側が太平洋側になっております。東側が犬吠埼、それから銚子漁港になっております。その半島状の首根っこの辺りが、今回立地しているしまむらの所在地でございます。

店舗前面に面しているのが市道でございます。新興の住宅地の中であって、地域は準工業地域に所在しております。これが現況でございます。

（図面）敷地周囲4方向にあるA、B、C、Dにつきましては、騒音予測地点でございます。

敷地面積の隣にローソンというコンビニがございます、その隣に1軒、民家がございます。それから、Cの部分でございますけれども、これはヤマサの工場でございます。それから、Dの部分でございますけれども、この一帯は給食センターになっております。Aの部分ですけれども、これから住宅が建つだろうというところで予測地点を設定してございますけれども、今、現況では空地になっております。

先ほども説明しましたけれども、このしまむらにつきましては、既に993㎡で店舗を営業しております。今回増床という形で、法の第5条1項に基

づきまして届け出てきたものでございます。

(写真)西側がローソンで、その隣が1軒、民家がございませぬ。前面は空地ということでございませぬ。東側が給食センターというような状況でございませぬ。

(写真)民家の部分でございませぬ。ここを騒音の1つの予測地点としてございませぬ。

(写真)これは店舗の裏の方、つまり工場側の方の部分でございませぬけれども、主にキュービクル、それから空調機器につきましては工場側の方に配置してありまして、壁で遮断をして騒音を防止してあります。

(図面)敷地内の平面図でございませぬけれども、斜線の部分が今回増床して新たに届け出られたところでございませぬ。それから、荷さばき場でございませぬ。それから、廃棄物処理保管庫。これにつきましては、店舗内で処理するようにしてあります。もう1点、出入り口でございませぬけれども、2カ所設置されてあります。これについては、また後ほど説明させていただきます。

以上が概況をつかんでいただく図面でございませぬ。

ファッションセンターしまむらの処理経過でございませぬけれども、届出は平成14年10月4日。公告縦覧は10月18日から今年の2月18日まで。それから、説明会につきましては、昨年の12月1日に実施してあります。

銚子市、それから住民等の意見はございませぬでした。

次に、駐車場の収容台数でございませぬ。2ページ目でございませぬ。指針では、駐車場は51台となっており、届出台数は74台となっておりませぬ。これにつきましては充足していると考えてあります。

しかしながら、駐車場の出入り口の件でございませぬけれども、この2カ所とも出る部分、入る部分がそれぞれ一緒になってあります。これにつきまして、千葉県警からご意見が出されてあります。それによりますと、右折入庫、右折出庫の計画で、隣接して2カ所の出入り口がありますが、来客車両台数の調査結果によりますと、右折入庫数が全体の46%を占めるといふことから、出入り口2カ所について入り口専用、それから出口専用に分けて運用することというご指摘を受けてあります。

それから、駐輪場の確保でございますけれども、駐輪場につきましては、届出台数10台ということになっております。ただし、指針では35台ということになっているわけですが、現在、営業している中で1週間の実績データをとったところ、現状の10台で足りているという結果が出ているということでございまして、届出の10台ということで特に問題は生じないということでございます。

それから、3ページ目でございますが、荷さばき施設の整備でございます。これは先ほど図面でお示しいたしましたけれども、面積は79.7㎡でございまして、大型1台が駐車可能でございます。しかしながら、待機スペースはないということですが、1日1台の搬出入の量ということでございます。なお、荷さばき可能時間帯といたしましては、午前9時から午後9時ということでございます。

それから、経路の設定でございますけれども、案内経路につきましては、駐車場の案内看板、店舗敷地内の広告塔を設置するということでございます。全体的な経路につきましては、新聞折り込みチラシ等に掲載していくということでございます。交通整理員の配置につきましては、基本的には考えていないということでございます。

歩行者の通行の利便性の確保でございます。これにつきましては、現在、敷地前面に2mの歩道を設けておりまして、歩行者の利便は確保されていると考えております。

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮でございますけれども、衣料品の店舗ということでございまして、主として、ハンガーについて希望するお客様にあげていくということでリサイクルをしていこうという考え方でございます。

防災対策につきましては、特になしということでございます。

続きまして、4ページの騒音の関係でございますけれども、これにつきましては先ほどお示ししました図2のA、B、C、Dで、騒音の予測をしております。

これにつきましては5ページ目でございますけれども、当該地域が準工業地域ということでございまして、昼間と夜間で基準値が異なっておりま

す。

昼間の場合は基準値が60dB、それから夜間では50dBという基準が設けられております。各A、B、C、Dの予測の中で基準値を超えるものがないということで、騒音に対しては必要な対応がとられているということが考えられます。それから、店舗外壁部分につきましてはALCの50mm。4ページに記載してございますけれども、コンクリートで覆ってありまして、内部から外部への騒音につきましては特に問題はないと考えております。

それから、荷さばきの関係でございますけれども、荷さばきの作業をしている間の車のアイドリングにつきましては禁止を徹底させるということでございます。

先ほども申し上げましたが、屋上に室外機、空調関係を置いてありますけれども、それについても、低騒音型の機械を設置するということでございます。特に外壁で囲まれておりますので、外部への騒音は小さいものと考えております。

それから、6ページ目でございます。廃棄物の保管に関してでございますが、指針では12.3m³の容量の確保が必要でございますが、届出は29.8m³ということで、これにつきましても適正な配慮がなされていると考えております。

廃棄物の運搬、処分に関することでございますけれども、これにつきましては敷地外の処理ということで、市の回収業者に委託するというものでございます。

それから、街並みづくりへの配慮ということで、緑化計画につきましては緑化率3%という法的基準がございますけれども、これに基づいた面積を確保するということで、緑化面積117m²を確保しております。それから、屋外の照明・広告塔の照明でございますけれども、それぞれ夏と冬で時間帯を設けて点灯するということでございますが、光害として、付近に明るいということで問題を生じるということも考えられますけれども、これに関しては角度を調整しながら配慮していくということでございます。したがって、これにつきましても適正に配慮されていると考えております。

総合的な私どもの判断でございますが、7ページに記載してあるとおりでございます。

駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要は充足されているものと考えられます。

しかしながら、右折入庫及び右折出庫の計画で、隣接して2カ所の出入り口があり、右折入庫数は全体の半数近くを占めることから、入り口専用及び出口専用に分けて出入り口の運用を整理する必要があると考えられます。

駐車場についても駐輪需要は充足されているものと考えられます。

荷さばき施設につきましては、1日1台の搬出入で処理能力は確保されているものと考えられます。

2番目、騒音の発生に係る事項でございますけれども、施設から発生する騒音全体が指針における評価基準以下であり、必要な対応がとられているものと考えられます。

3番目の廃棄物に係る事項でございますけれども、保管容量については、指針を上回る保管容量が確保されており、適正な配慮がなされているものと考えられます。

街並みづくりへの配慮についてでございますけれども、地域環境との調和に適正な配慮がされているものと考えられます。

なお、先ほども申し上げましたが、銚子市、それから住民等の意見はございませんでした。

以上のことから、県の意見といたしまして、隣接した2カ所の出入り口に右折入庫及び右折出庫が計画されており、双方からの入出庫が錯綜し、このことによる交通安全の確保が今後懸念される。したがって、この2カ所ある出入り口を入り口専用及び出口専用に分けて出入り車両を整理するなど、出入り口の運用を整理していただきとして、県の意見を通知したいと考えております。

よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ファッションセンターしまむら南小川町店の事務局の説明につきまして、ご質問、あるいはご意見、委員の方からもしございましたら、お願いします。

<赤羽委員> 交通の経路設定についてですが、銚子市、住民等からの意見がないということなので、現況で問題が起こってないということだと推定されますが、ただ、起こってないということは確認しておく必要があるのではないかと思います。その上で審議資料3ページにあるような、「経路について、必要な配慮がなされているものと考えられる」という判断が成り立つのではないかと考えるわけです。

ただ、この審議案件は新規の出店ではなくて増床に伴う届出ということで、特段の問題が発生してないという認識が関係者の間にあれば、大がかりな交通調査をして確認しなさいと言う必要はないと思います。簡単にピーク時間帯に走行してみて、どの交差点でも需給関係が逼迫してない、渋滞していませんよということが共通の認識として得られれば、それで結構ですねという判断ができるのではないかと。

その点について情報の補足のようなものがあれば、していただけますでしょうか。

<事務局> 赤羽委員からご指摘を受けた件につきまして、前もって設置者に指示し、今月の5月25日の日曜日に周辺を回ってもらいまして、混雑があるかないかを確認していただきました。今、回ったところをお示しいたします。

(OHP)

<事務局> (図面)半径1km内の5地点につきまして、交差点について渋滞の状況を確認していただきました。それに基づきまして調査した結果でございますけれども、5カ所の地点で渋滞は見られなかったという報告を受けております。したがって、この周辺地域で渋滞するというような場所はなかったということでございます。

<赤羽委員> ありがとうございます。それで結構だと思います。

<伊藤会長> 今の赤羽先生のご趣旨は、一応調査をしているかということですね。やはり日曜日に調査するのでしょうか。

<赤羽委員> ピークの時間帯をねらってやっていただいたのだと思います。

<伊藤会長> 赤羽先生のご専門で、この2ヶ所の出入り口についての県警さんからのご

注文、これについて何かコメントはありませんでしょうか。

<赤羽委員> この「ファッションセンターしまむら」の方式といいますか、改善の方針について、このような形態のときには一貫して指摘していただいているんですが、出入り口が一緒ですと、右折でその施設の外側から進入する車は、対向車と、それから施設内から外に出る車と両方に注意を払う必要が出てきますね。なるべく状況を単純にした方が危険率というのは下げられますので、私もこの方式を提案する方に賛成です。

<伊藤会長> おっしゃるとおり、この方が安全だということで、素人目にも明らかですね。ここが、この案件の県の意見のポイントでございますので。いかがでございますでしょうか、ほかの委員の方々。

<中村委員> これは新設ではなくて増設ですよ。

<伊藤会長> 今まで営業していた店舗面積をふやして、大規模小売店舗になって、新設の案件として上がってきたんです。

<中村委員> そうすると、今までは出入り口が両方一緒だったのに、入り口と出口と全然別になりますよね。それはどうやって今まで利用されていた方に知らしめられるのでしょうか。入り口、出口と明確にドライバーの人にわかるように表示をつくれるわけですか。地面にイン、アウトと書いた程度で知らしめられるのでしょうか。あるいは、看板が何かで。

<事務局> 先ほどの図で示した表示板のところに、インとかアウトとかといった表示をしていただくように指導していきたいと考えております。

<伊藤会長> 今の中村委員の言うとおりで、今までしょっちゅう使っていた人は、急にこっちへ行けないと言われることになるので、その辺を徹底させてほしいというご趣旨だと思います。全くの新設だと初めてのお客ですけど、今まで開業しているのですから、お客さんが入ってきたときに、混乱しないようにということですね。

<赤羽委員> 今でも看板は建っているんですね。出入口共用ですよという内容ではあっても、看板自体はあると。ですから、書きかえをすればいいと。全部を新設しなくても済むということだと私は理解していました。

<事務局> 現在、インとインしか書いていませんけれども、インとアウトという表示を明確にするということです。

<伊藤会長> アウトの表示がなくて、インだと思って入っていくと、店舗から車が出てくると。だから、やっぱりきちんと分けて、表示をインと、片一方をアウトと大きくして書きかえてもらうということですね。

<中村委員> はい。

<伊藤会長> ほかに、もしお気づきの点とかご質問がございましたら。

<山下委員> 教えていただきたいのですが、審議資料の5ページ、騒音の予測値が並んでいて、Aが42、Bが43云々というのがありますね。実際には問題ないんですが、ただ、ロジックが分からないので。出店計画書の、ページ数が記載されていないんですが、騒音を計算しているところがあるんですよ。この計画書で計算されている数字と審議資料に記載されている数字との関係が分からない。

<事務局> 計画書に記載されているすべての数字を足し合わせたものが、審議資料に載ってくるというステップでございます。お配りの出店計画書の、ページは振ってございませんが、「キ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠」というところをごらんいただけますでしょうか。この見方ですが、このケースは音源が非常に少なく、わかりやすく簡単なケースでございます。

まず、上から2つ目に室外機5台というのがございます。この5台は、屋根の上に室外機が乗っている部分でございます。5台を1台1台計算するケースと合成するケースがありますが、この場合は合成して、この機械の標準距離1mではかると、そこに書いてございますように67.8、大体68dBの音の大きさでございます。

次にA、B、C、Dというのがございまして、予測地点までの距離。このお店の周りにA、B、C、Dと4カ所ございまして、この音源からそれぞれ距離が載ってございます。例えばAでございましたら77m、Bだと52m。

そして、その隣に等価騒音レベルというのがございまして、室外機からだけだと、その地点でどのぐらいの音の大きさになるかというのがその表でございます。それでいきますと、室外機からだと30dB、キュービクル これは受電設備なんですけど、だと30未満という形で、それぞれ音源、受音点における騒音の大きさというのをずっと計算しまして、それぞれをずっと足し合わせていったものが予

測地点における大きさということです。

例えばAを見ていただきますと、30、30未満、30未満、30未満、36、33、37。これをずっと下まで足していただいていたものが、その下に載っておりますA地点の42、Bだと43という数値になります。この数値が、お手元の審議資料の5ページにまとめたものでございまして、それぞれの音源ごとから予測したものの合成値が評価基準として、こちらに書いてございますように、昼間でしたら60、夜でしたら50というような数値以下であるかどうかという評価で、以下であれば基準を満たしているという判断をさせていただきます。

<伊藤会長> 全部足して行って割らないと42にならないということですね。

<事務局> これが単純な足し算ではなくて、パワー平均という対数というか.....。

<山下委員> ただの平均ではないんですね。エネルギーに1回戻して、それを団子にして.....。平均ではないんですよ。事務局では平均と言っていますけど、結局足したんです。足していきますと、小物が集まって大物に変わって行って大きな数字になってきたと。だとすれば、計画書の書き方がわかりにくいので、わかりやすいように書いてくれればと思ったんですが。これでは、おわかりいただきにくいと思う。

<事務局> はい、わかりました。

<伊藤会長> 音の専門だから山下先生はわかるけど、どうも私はエネルギーに転換してなんて言われると、ちょっとわからない。専門的過ぎてしまう。

<山下委員> そうなんです。だから、もっと平易に記載した方がいいですね。事務局に説明していただかないと、私はわからなかったんですが、審議資料の5ページにA、B、C、Dというのがありまして、ご説明いただいた計画書にはあるのですが、この原計算はと思ってさかのぼっていったら書き方がずれている。ああ、これかと。

<伊藤会長> そういう原計算がありまして、ちょっと書き方がずれているのでわかりにくかったのですが、ともかく予測レベルは42、43、42、46と。先生、これはご専門のところで、素人が見ても問題ないですね。

<山下委員> 実際に問題になるところではないと思います。

<伊藤会長> いかがでしょうか。ほかの委員の方、ほかに質問.....。轟木委員、よろしいでしょうか。

< 轟木委員 > はい。

< 伊藤会長 > 古宮委員も……。

< 古宮委員 > はい。

< 伊藤会長 > 最後の県の意見というところでございますが、これは審議資料7ページの、先ほど読み上げていただきましたとおりでございます。こういう意見を県は出すということでございますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、皆様の方から、この意見でよろしいということでございますので、本案件に対する県の意見（案）につきましては、審議会はこれでよろしい、妥当であるということで了承いたします。ありがとうございました。

審議案件2「ビバホーム流山店」について事務局説明。

(OHP)

(図面) ビバホーム流山店でございます。所在地は流山市でございます。場所は平和台というところで、北側が流山の方になります。縦に市道がございます。近くに総武流山電鉄の線路があります。

(図面) 既に計画地を囲むようにしてイトーヨーカドーが営業を開始しております。この区画は工業地域でございます。この中に今回ビバホーム流山店が店舗を構えるということでございます。

(写真) イトーヨーカドーの駐車場側の方から写したものでございまして、現在駐車している車両は工事関係者の車両で、我々が行った時点では内装工事に入っていたところでございます。

屋上に駐車場がございまして、屋根のあるところが一部ございますけれども、この下もすべて駐車場になっております。1階から2階に上がってくるスロープがございまして、2階と、1階に駐車場を設けてあります。

(写真) 線路側から見た写真でございますけれども、正面右側が荷さばき場になっておりまして、左の方に行くに従って店舗となっております。

それから、右端に、イトーヨーカドーの2階、あるいは3階に上がる駐車場の連絡路のスロープ入り口が写ってございます。それから、左端が5階建ての集合住宅になっております。

(写真) 2階に上がるスロープでございまして、これについては上りと、おりてくる入り口、出口が明確に区分されております。

(写真) 左手に総武流山電鉄の電車がありまして、電車の後方奥はずっと住宅地になっております。手前が平和台の駅でございます。

(図面) 1階部分の図ですけれども、上の方は荷さばき場でございます。それから、駐輪場は3カ所に分かれております。それから、出入り口でございまして、出入り口はスロープ専用のところと、それからもう1カ所、真ん中にお客様用の入り口専用を設けてございます。したがって、退店車はすべて、スロープを使った下の方の出口から出ていくようになっております。

とりあえず図面を見ていただきまして概要をつかんでいただきました。

新設日は平成15年6月8日。右の枠の中の届出概要でございますけれども、店舗面積は4,912㎡でございます。それから、7番、8番でございますけど、開店時刻は9時30分から、閉店は午後9時ということになっております。

駐車場利用可能時間帯といたしましては、午前9時から午後の9時半まで、それぞれ30分の幅を設けております。

(7)の処理経過でございますけれども、届出年月日は平成14年10月7日に届けが出されておりました、公告縦覧を経て、説明会につきましては平成14年11月6日、午後に2回実施しております。

それから、市町村、あるいは住民の意見でございますけれども、流山市の意見、それから住民の意見については、ございませんでした。

2ページ目でございます。施設の配置、運営方法に関する事項でございますけれども、まず、駐車場の収容台数でございます。指針におきましては262台、それから流山市の場合ですけれども、開発指導要綱によりまして246台という数字が出されております。届出台数は263台ということでございますので、必要な駐車台数は確保されているものと考えております。

駐車場の位置、構造につきましては、先ほどお示したとおり、一部平面、それから自走式の2階屋上に駐車することができるということでございます。なお、平面駐車場では67台、屋上には196台が収容できるということになっております。出入口は、先ほどの図で示したとおり2カ所でございます。

それから、出入口に関する交通整理の問題ですけれども、土、日、祭日につきましては、交通整理員を置いて交通の整理にあたるということにしてあります。

駐輪場の確保でございますが、届出台数250台。なお、指針、あるいは流山市の指導要綱によれば、246台、それから129台ということでございますので、届出台数250台は充足していると考えております。

(図面)それから、荷さばき施設の整備でございますけど、荷さばきの面積につきましては124㎡でございます、その出入口は1カ所ござい

ます。同時に作業できる可能台数につきましては2台が可能ということで、上の方で待機して1台が荷さばきをするということになっております。

荷さばきの時間帯でございますけれども、これは午前6時から午後10時ということでございます。1日の搬入計画車両につきましては28台を予定しております。平均荷さばき時間は30分、ピーク時の搬出入車両台数につきましては3台を見込んでおります。

(図面)それから、3ページ目でございますが、経路の設定についてでございます。店舗の近くについては、お客様には看板等で周知するというところでございます。全体的な周辺道路に関しての経路でございますけれども、この図面は退店の方でございますけれども、平和台の駅からずっと下の方へ行くのが市道でございます、このような経路を使ってお客を誘導して帰ってもらうという経路でございます。

四角で1、2、3というふうにございますけれども、これは県道でございます、今度、お客が入ってくる経路でございますが、1、2を通りまして5の方へ行って、それから店舗へ入っていくという経路。それから、平和台の駅の踏切を渡って、左折して右折入庫するというところで店舗内への誘導をしていくということでございます。それからもう1カ所は、4番目のところの交差点から北の方へ上がって行って店舗の方へ入っていくという経路をたどっていくということを考えております。この経路設定については適切な配慮がされていると考えております。

歩行者の通行の利便の確保ということでございますが、これにつきましては前面に歩道が設けられておりますので、出入り口について交通整理員を置いて、なおかつ安全を確保していくということを考えております。夜間については照明をつけることとしております。

それから、廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮でございますけれども、これはごみを分類して、リサイクル可能なものは回収業者に委託して搬出していくということでございます。それから、紙等の書類関係につきましては、これも分別をしながら廃棄するわけですが、それ以前にごみを出さないような削減を図るということで、従業員の意識を高めていくということでございます。

防災対策についての協力でございますけれども、行政側の方から協力要請があれば協力をするということでございます。

(図面)それから、4ページ目の騒音の関連でございます。騒音問題に対する対応策でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました、下の方に5階建ての集合住宅が何棟かございます。それから、マンションがございまして、そこが一番隣接している部分でございます。南に学校がありますが、これについては店舗側にはテニスコートや体育館がございまして、店舗からは離れて校舎がありますので、騒音的には特に問題は生じていないということで、むしろ集合住宅の騒音予測をすることの方が望ましいということで、こちらの方を予測地点に設定いたしました。

(図面)騒音の発生源でございますけれども、室外機、キュービクル、発電機が北側に全体的に集合させてあります。この北側に位置させた理由でございますけれども、北と、それから西側がイトーヨーカドーになっておりますので、店舗と店舗の間に騒音の発生源を集約したということでございます。住民側への配慮ということで、イトーヨーカドー側の方に配置をしたということでございます。

それから、荷さばき作業の騒音対策でございますけれども、これにつきましては十分なスペースを確保しながら荷さばき時間を短縮して騒音の防止に努めていくということでございます。

騒音の予測でございますけど、5ページ目をお開きいただきたいんですが、この区画は工業地域でございますけれども、隣はすぐ住宅地になりますので、住宅地域の騒音レベルを基準にいたしまして予測をしております。これによりますと、第一種住居地域ということで設定をしてございますけれども、B地点での予測、それからA地点、これは先ほど申し上げましたマンションのあるところで、住居とは一番接近しているということで測定をするわけなんですけれども、それに基づいた予測レベルでございます。

基準値が昼間と夜間で違ってございまして、夜間では45dB、昼間では55dBということでございますけれども、予測レベルでは、昼間は40台の予測dBになってございまして、夜間でも30以下と予測をしております。

それから、6ページ目でございますけれども、廃棄物の保管庫に関する

容量でございます。これにつきましては、指針では35m³でございますけれども、届出では42m³ということで、指針を上回る保管施設を設けてあるということでございまして、適正な配慮がされているものと考えております。

保管庫につきましては、鉄筋コンクリートの屋内で保管するということで、外部への流出はないということでございます。

廃棄物の運搬、処分でございますけれども、これにつきましては委託業者に依頼するというので、その頻度につきましては物によって異なるわけですが、週6回、あるいは週2回ということで委託業者をお願いするというのでございます。この委託業者につきましては、市の指定業者をお願いするというのでございます。

それから、街並みづくりへの配慮ということでございますけれども、これにつきましては流山市開発指導要綱では、国の法律以上の緑地を確保してくださいということでございます。これによりますと、約4.5%くらいの緑化面積を占める、495㎡を緑地として確保するということになっております。屋外照明・広告塔照明でございますけれども、これにつきましては光源を上向きにしないということで、点灯時間につきましては日没から午後9時半まで、それから、広告塔の照明につきましても日没から午後9時半までということでございます。

7ページの総合判断でございますけれども、駐車需要の充足等交通に係る事項について、当該店舗の駐車場、駐輪場の施設及び運営計画に関しては指針に基づく必要台数を確保しており、駐車、駐輪需要は充足されているものと考えられます。

また、荷さばき施設につきましては、搬出入車両の車両種別、在庫状況、作業時間帯等から必要な規模の施設・運営計画であり、適切な配慮がなされているものと認められます。

騒音の発生に係る事項につきましては、施設から発生する騒音全体が指針における評価基準以下であり、必要な対応がとられているものと考えます。そのほか、荷さばき施設の屋内化、施設の運用制限等、騒音の低減化に必要な配慮がされているものと認められます。

廃棄物に係る事項につきまして、指針に基づく予測排出量を充足させる施設容量を確保しており、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関して適切な配慮がされているものと認められます。

街並みづくりへの配慮につきましても、地域環境との調和に適正な配慮がされているものと考えられます。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を図るための施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適正に配慮されているものと認められます。

なお、流山市の意見、それから住民等の意見はともになく、県の意見とする事項はないと思われまます。

県の意見。「意見なし」。なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺の地域の生活環境の保持に適正な配慮をしてください。この旨を通知したいと考えております。

よろしく願いいたします。

<伊藤会長> お聞きのように、県の意見としては「意見なし」ということが基本でございます。事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

<古宮委員> まず、出店計画地の駐車場ですが、これはイトーヨーカドーの駐車場との共用、例えばイトーヨーカドーのお客さんも停められるというようなことではないんですか。全く別に扱われるということですか。

<事務局> これにつきましては、この店舗に必要な収容台数ということです。イトーヨーカドーの車はイトーヨーカドーの方へ道路標識に従いまして誘導していくことで、相互に共用するという事は恐らくないと思います。

<古宮委員> 例えば駐車券を共用するというような形で扱われるということはないんですか。例えば2,000円以上買ったら、ただになるというのがありますね。それが共用されたら、台数そのものが狂ってきちゃうんじゃないですか。

<事務局> イトーヨーカドーもゲートでお金を払うとか、そのような仕組みにはなっていませんので、それぞれ融通し合うようなことはないです。

<古宮委員> それからもう1点、平和台の駅は高架ですか。平和台の駅前に2つの交差

点がありますけれども。踏切があるんですか。

<事務局> あります。

<伊藤会長> 図面をちょっと出してください。

(O H P)

<事務局> (図面)「0」と記載されている平和台駅前交差点のところの踏切でございますが、これは踏切と道路とが平面になっております。交通渋滞の件でございますが、混雑度は割と高いだろうという見積もりはしております。

<古宮委員> 既にイトーヨーカドーは営業しているわけですね。

<事務局> はい。

<古宮委員> イトーヨーカドーに入ってくる車というのは、既に走っているということ
を前提として予測されているということになりますね。

<事務局> そうです。それも勘案して、計画地の店舗に何台ぐらいが入ってくるかとい
うことを予測しながら、この店舗の交通調査をしたものでございます。

<赤羽委員> 今のご指摘は非常に重要な課題を含んでいると思います。と言いますのは、
計画書の方の交通調査にかかわる資料です。交通関連資料、資料1です。そ
こで個別にページが振ってあるので、ちょっと見にくいかもしれませんが、
一番後ろの方です。

例えば今話題になったところは平和台駅前ですね。店舗開店後。33ページ
に、その計算の根拠が詳細に示されています。特に店舗開店後の休日の平和
台駅前交差点の表の上半分は、各方向、左折、右折、直進で、車を処理する
能力がどのくらいあるかということを見積もっているんですね。ただし、こ
の見積もり方は、あくまで計算式を使ったものです。平均的な道路構造で、
平均的な交通状況でどのくらいさばけるかという計算をしております。

今ご指摘のように踏切が近接していて、その影響を受けるということは、
この計算式の中に組み込まれていないんですね。それを組み込むというのは、
単純な計算式では非常に難しいです。この件に関して、現状で渋滞してない
ということなので、そこまで求めるということは非常に難しいのですが、場
合によっては、こういう状況になりますと交通シミュレーションを使って、
静的な計算ではなくて動的な計算をして、踏切がしまったり、あいたりして
いるという状況と信号の表示との連動のさせ方、関連のさせ方において問題

が発生しないかどうかを検討するということが必要になってくると思います。

それから、その前提として、現状で停止線上を、例えば1時間なら1時間に何台の車を通過させているかと。実測のデータですね。実際に観測したデータに基づいた評価が行われる必要がこれから出てくるでしょうということなんです。今までは処理すべき交通量　これを交通需要と言いますが、それは詳細に調査されて出てきているんですが、どの程度処理能力があるかということに関しては本当は観測できるのですが、その観測値は使われてないということなんです。

この件に関しては今申し上げたとおり、特段の問題が発生してないということですので、そこまでは求めないにしても、今言ったような複雑な評価を必要とするような場所の可能性があると。それは、これからも出てくるでしょうということだけは指摘しておきたいと思います。

<伊藤会長> 先生、この33ページに出されている数値は踏切があいている状況で、ということになるのでしょうか。

<赤羽委員> 端的に言えば、踏切がないという計算をしているということですね。

<伊藤会長> 交通に障害のある踏切、遮断機を入れるとか、そういうことは考えなくての計算だと。

<赤羽委員> そうです。

<榛澤委員> ただ、総武流山線というのは1時間に4本とか非常に少ないので、恐らくそういうことで踏切を考慮せずに計算されたのかなという感じはするんですけどね。確かに本数が多くなれば、先生のおっしゃったようなことが起きてくるわけですから、そのような状況を書いておいた方がいいかもわかりませんね。

<赤羽委員> 鉄道の側の状況も勘案して、どういう手法で評価すべきかということは吟味する必要があると思います。

<伊藤会長> 法律上、または要綱等では、そういうところの調査までは資料として要求してないのでしょうか。このような資料でいいでしょうということなんですから。

<赤羽委員> 今の榛澤委員のご指摘のように、この例ですと、鉄道の運行頻度が非常に低いということで、考慮する必要はないというふうに判断したということは

はっきりさせておく必要があると思いますね、少なくともこの件に関しては。

<伊藤会長> 先生、話を長引かせて悪いんですけど、1時間4本じゃなくて、しょっちゅう通るような、それでいて立体交差になってないところは多いと思うんですね。特にこのように踏切に近いところで開店をして、物すごい大渋滞になりますよね。

<赤羽委員> そうですね。状況が変われば、そういう事態になる可能性がありますね。

<榛澤委員> 京成津田沼駅の踏切、あそこは完全にそうですね。あそこは新京成と、京成で成田線と千葉線とありますものですから、あの場合はかなり開かずの踏切のような感じなんですね。この案件については、それとはちょっと違うと。

<伊藤会長> そういう状況の出店のときに交通量調査をどういうふうにするかというのが、国自身で確立はされてないのではないかという気がしますね。だから、法律の改正というのが言われていますが、そうなったときには専門家の方にやってもらって、もっときちんと指導することができるんだということを、やってもらわないといけないわけですね。やっぱり実測調査なんていうのもきちっと織り込まないとまずいですよね。

<赤羽委員> 場合によっては、そういう判断をすべきだと。

<伊藤会長> ほかにご質問は。

<赤羽委員> もう1つ、よろしいでしょうか。計画書の32ページを見ていただけますでしょうか。表5.2というタイトルがついています。右から3番目の列が、店舗開店後の流入部混雑度という数字が並んでいまして、1以上になっているところが網かけになっています。これは流入部というのですが、交差点に幾つか足がついていますね。その足ごとに、現在割り振られている青信号の秒数があるわけですが、現在のこの長さだと何台処理することができますという処理能力に対して、処理しなければいけない車の台数の比をとったものです。

これは開店後の予測値ですので、1以上になっているということは処理能力を超えると予測されるということになっています。ですから、このとおりになれば渋滞するということの意味しているので網かけをしてあるわけではありますが、その一番右の欄を見ていただきますと、店舗開店後の交差点飽和度が示されています。これは、いずれも0.9未満になっています。0.9未満であれば、交差点全体としては処理すべき車を通過させることができます。

ただし、交通量の方向別の変化に対応して、青時間の割り振り方を調整すればという前提がつくんです。

ちょっとめくっていただいて、38ページに5.3 最適信号現示検討ということで、これは店舗が開店することによって方向別の交通量がふえる方向もあるので、それに対応して青信号の割り振り方をこのように変えれば、先ほどの網かけのような状況は発生させないで済みますという提案なんですね。

これは申請者と、それから千葉県警察本部との協議でやりとりが行われていることだとは思いますが、経路設定に問題がないですねとこの場で確認する上でも、これは前提になりますので、千葉県警察本部の方に、開店後の状況をよく注意を払っていただいて、必要な場合には対応していただくということをお願いすると。それを前提として是とするということにしてはどうかと思います。

<事務局> 今のご指摘の32ページですが、最終的に45ページを見ていただきまして、この出入りについては左折入庫、左折出庫が理想的な出口の考え方ですが、その中でいろいろ出口のことを考えるのと、今の交差点周辺の渋滞が出そうな箇所等とを考え合わせて、最終的には3番の、今回、出入り口のところで右折入庫、右折出庫も少し認める形にさせていただきます。

それを認めることによって、先ほどの飽和度の計算の中で、1.0を上回る場所が出てこないということが認められたのですが、出入り口のところでは右左折が生じますので、交通处理的には安全が図れない観点があると。そういうことなので、3番として交通整理員を通常よりふやしましょうということを提案していただきましたので、最終的には今回3の経路案内をさせていただきまして、先ほどの懸念されている周辺の渋滞の箇所の発生を防げると判断させていただきます。

<伊藤会長> ここは右左折という、ちょっと危ないこともやるけれども、そこは交通整理員で何とかさばいて混雑度を1より下げると。苦肉の策で、ということですね。

<赤羽委員> 3番目の交差点というのは五枝交差点ですね。多枝交差点で、制御を現状からいじれないということですか。

<事務局> 極力避けた方がいいと思います。交通の混乱も生じますし、下手にいじって、かえって渋滞を出してしまうようなことも起こりますので、通常はなるべくい

じらないようにしてございます。

<伊藤会長> どうもありがとうございました。

<轟木委員> 同じ道路についてですけど、よろしいですか。市道の240号がございませよ
ね。これは住宅街を走るということですよ。下の方は住宅ですよ、個人
の住宅。交通量としては、ここは余り問題にはならないんですか。信号もな
く……。数字の読み方がよくわからないんですけど、1、2、3という道路
を、この上に記載してある80台が走るんですか。私が見ているのは計画書の
21ページですけど、この数字の見方は、上の方に記載されている休日80台と
いうのが1、2、5という経路で計画地に入っていくんですか。

<赤羽委員> プラス・アルファが80台ということですね。

<轟木委員> プラス・アルファということは……。

<赤羽委員> 店舗が開店することによって、現況に対して80台プラスされると。

<轟木委員> 2と5のルートがちょっと気になったんですけど、現状としては問題ない
んですよ。どうなんでしょうか。住んでいる人とか、その辺に買い物に行
く人にとってはちょっと心配な感じもしたんですけど。住宅街を走っていく
わけですよ。この辺は信号がなくても平気なんですか。

<事務局> 計画書の図面8という案内経路図がございませ。これが先ほどの、計画地に
向けて休日に来る275台を分散しているいろいろ経路を案内しましょうという図で
す。1カ所の経路に集めるのは良くないだろうということで、北側の流山方面
から来る車は、先ほどの流山南高校の信号を左折していただいて、左折、左折
で入ってくれという経路を。南側の方からは、丸石家具とトヨペットのある交
差点を右折していただいて、これは信号のある交差点ですので、ここから入っ
ていただいて、左折でオートバックスのところに入ってくれという経路です。

北の流山方面から来る車を流山5丁目の鴻野屋のところから案内しますと、平
和台の駅前に来てしまいますので、それをもう少し南側から案内してと。大体80
台ぐらいですので、特に極端にふえることもないので、そのような分散を考えさ
せていただいたということです。

<赤羽委員> 現状でピークの時間帯に10台に満たない交通量のところに、1時間に80台
がプラスされるということです。それでも今のお話のとおり、それほどびゅ
んびゅんと車が走っているという状況ではないでしょう。

<伊藤会長> ほかにございますでしょうか。なにぶんにも開店してみないとちょっとわからないような状況がありますね。

<山下委員> 審議資料の5ページの騒音のところですが、Aとaとありますよね。このaのa1、a3、a5という階数は敷地境界の高さのことを言っているのでしょうか。

aというのは敷地境界側ですよ。それから、ライフピアというマンション側がAですね。その1階、3階、5階のレベルがここに書いてあるわけですね。

<事務局> はい。

<山下委員> それはわかるんですが、この敷地境界のa1、a2、a3というのは何でしょうか。

<事務局> 敷地境界につきましても、高さ方向も含めて……。このケースですと、すべて一定の高さに音源があるわけですけど、音源の高さが高い位置にあるものも想定してあるということです。

<山下委員> 実際には大した音ではないからいいんですけど、表記の仕方としてわかりにくい。敷地境界の空中に、a1、a3、a5という高さを想定したのでしょうか。

<事務局> そうです。

<山下委員> 書いてあることで、かえって混乱してしまいそうですから、指導する中で、考えなくてもいいよと言っておいた方がいいんじゃないでしょうか。

<事務局> 従来からこのスタイルで、敷地境界側と建物側との対応関係を見てAとaで、書類上の整理です。実際に境界の今回の例の位置でa1、a3、a5という地点を紙の上で想定すればというだけの資料でございます。

Aの場合には1、3、5階、現実にあるわけですので。a側はバーチャルという意味です。それに相当する敷地境界側という意味です。紙の上の整理の仕方の問題です。

<山下委員> 手続上、そういうところに目を向けることは大事だとは思いますが、実際にはそこは何もない……。

<事務局> そうです。実際には何もないです。

<山下委員> 何もないですよ。だから、こういうまとめる審議資料の中では消してし

まった方がわかりやすいというか、皆様も納得しやすい。何でしょうという気がしませんか。

<事務局> 1階相当だけでいいという考えでよろしいのでしょうか。

<山下委員> そうですね。

<事務局> ケース・バイ・ケースと思いますが、このケースでは、そうだと思います。実際にあるものは残すけれど、なければ1階だけという考え方でいきたいと思っています。

<伊藤会長> それでは、これからそういうふうにしていただいて……。なくもがなでしたら、消してしまった方が混乱を起こしませんし。

ほかに。この第2番目のビバホーム流山店の結論については、県の意見は「意見なし」になっておりますけど、よろしいということですね。

どうも交通関係の赤羽先生の言われたのが、私は素人ですが、気になるんですが。あれでいいのかと感じますが、現状ではよろしいだろうと。

<赤羽委員> はい。

<伊藤会長> 皆様、「意見なし」という県の意見でよろしいでしょうか。

では、特段ご異議がないと判断いたしまして、この第2号案件、ビバホーム流山店は県の意見、これでよろしいということに結審をいたしました。

議題（２）変更の届出に対する県意見の報告に係る議事については、次のとおりであった。

報告案件１「ヤオコー浦安東野店」について

<事務局説明>

これにつきましては、出入り口の数に2カ所から3カ所に増設するというもの。それから、歩行者専用道路の新設でございます。

変更日は14年の12月2日ということでございます。この店舗については、14年4月2日に5条1項の届出で既に出されておりました、昨年の10月22日の審議会で「意見なし」ということでございました。附带的に住民等の意見がございまして、これを配慮した増設ということになりして、改めて変更届を出してきたものでございます。

県の意見でございませうけれども、「意見なし」ということで4月24日に通知したところでございます。

意見なしの理由でございませうけれども、この変更につきましては、駐車場の出入り口の数、位置等を変更するもので、この変更は指針による配慮すべき内容を満たしておりました、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。それから、浦安市、住民等の意見がなかったことによるものでございます。

報告案件２「茂原ショッピングセンター」について

<事務局説明>

変更しようとする事項につきましては、開店時刻と閉店時刻の変更でございます。変更前は午前10時で、そのうち年間80日は午前9時から、閉店は午後10時。変更後は午前9時から、一部、年間60日は午前8時から午後10時までということです。イオンの食料品売り場につきましては翌午前9時までということで、これは24時間ということでございます。

もう1点は、来客が駐車場を利用することのできる時間帯ということで、開店時刻及び閉店時刻の変更に合わせて、それぞれ繰り下げたものでござい

ます。変更前は午前9時半から午後10時半まで。変更後は、平面駐車場におきましては午前8時半から翌午前8時半までということで24時間開いているということでございます。立体駐車場につきましては午前8時半から午後10時までということでございます。

変更年月日は平成14年11月2日でございます。届出は昨年11月1日に出しておりまして、説明会を11月26日に実施しております。

次のページでございますけれども、市町村・住民等の意見として、住民の意見はございませんでしたけれども、茂原市の意見がございました。

内容は、駐車場内において、来店者に対し表示板等による不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし、ドアの開閉音の低減等の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずること。また、今後も騒音対策等、対応の規模に不足が生じた場合、誠実に実効ある措置を実施すること。それから、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為または環境から青少年を保護するよう努めることということが市から出ております。

県の意見はということでございますけれども、「意見なし」として、平成15年の5月26日に通知したところでございます。

この理由でございますけれども、当該変更届につきましては営業時間等の変更をするもので、その変更が夜間に及ぶものでございますけれども、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響がほとんど認められないこと。

市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が平成15年の5月3日付で提出されておりまして、来店のお客に対して、平面駐車場内及び立体駐車場内に案内看板を設置して、不用意なアイドリング等の低減を促すよう呼びかけること。それから、現在、地元警察と連携を密にしており、店舗からの連絡により速やかに出動してもらうことにしております。夜間警備員を1名増員し、店内巡回及び駐車場の巡回警備の強化に努めており、夜間の青少年については、行動に十分注意して補導指導を行い、防犯及び非行防止に対応していきますということでございます。このような報告がされておりまして、周辺地域の生活環境保持に適切な対応がされていると認められること。

また、先ほど申し上げました、法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったことによる理由で「意見なし」とさせていただきます。

報告案件3「グリーンタウンつつみ台ショッピングセンター」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますが、これは駐車場の収容台数の減少、それから出入り口の数の減少でございます。

駐車場の収容台数ですが、変更前は423台でございますけれども、変更後は366台。それから、駐車場の自動車出入り口の数は6カ所から5カ所になりました。この変更年月日については、15年の8月3日を予定しております。

駐車場の減少する理由でございますけれども、駐車場の一部先ほどのしまむらという衣料品小売業がございましたけれども、そこが用地を一部取得したということで、これによって、このショッピングセンターの一部敷地が削られたということでございます。

届出は平成14年の12月2日、それから説明会は不要承認ということで、12月9日付で通知してあります。

市町村、それから住民等の意見につきましては、ございませんでした。

県の意見でございますけど、「意見なし」とさせていただきます。

この理由でございますけれども、変更届については、隔地駐車場の敷地を減少することに伴って駐車場の収容台数を減少し、出入り口の数を1カ所減少するものでございますけれども、駐車場の利用実態により周辺の交通に与える影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

それから、法第8条第1項に基づく市原市の意見、第8条2項に基づく住民の意見がなかったことによる理由で「意見なし」とさせていただきます。

報告案件4「ダイエー長浦店」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますけれども、駐車場の出入り口の数、こ

れを 8カ所から 9カ所に変更しようとするものでございます。

変更年月日は15年の1月1日でございます。処理経過でございますけれども、届出が昨年12月5日に出されておりました、説明会につきましては不要承認通知を承認したところでございます。

市町村・住民等の意見につきましては、袖ヶ浦市、それから住民等の意見はございませんでした。

県の意見でございますけれども、「意見なし」として5月26日で通知をしたところでございます。

その「意見なし」の理由でございますけれども、この変更届につきまして、袖ヶ浦市の区画街路整備工事計画に伴って、袖ヶ浦市の要請により、新たにできる交差点内から既存駐車場の出入り口を移動し、さらに出入り口を1カ所増設するもので、周辺への交通の影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

それから、法第8条第1項に基づく袖ヶ浦市の意見、それから法第8条第2項に基づく住民の意見がなかったことによって、「意見なし」とさせていただきます。

報告案件5「イオン富津ショッピングセンター」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますけれども、閉店時刻、変更前は午後9時、それから変更後は午後11時ということでございます。これに伴って、来客が駐車場を利用することができる時間帯、変更前は午前8時から午後10時、変更後は午前8時から翌午前0時でございます。

変更年月日は平成14年10月2日でございます。届出が昨年10月1日にありまして、公告縦覧を経て、説明会を昨年10月8日に2回実施しております。

富津市の意見、それから住民等の意見につきましては、ございませんでした。

県の意見といたしまして、「意見なし」として平成15年の5月16日に通知をさせていただきます。

「意見なし」の理由でございますけれども、変更届につきましては、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及ぶものでありますけれども、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

それから、先般同様、富津市の意見、それから住民等の意見がなかったことによりまして、「意見なし」として通知をさせていただきます。

報告案件6「井東ビル」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますけれども、閉店時刻を変更するもので、変更前、午後9時、変更後は翌午前0時ということでございます。これにあわせて駐車場を利用することができる時間帯として、変更前は午前9時半から午後9時半まで、それから変更後は午前9時半から翌午前0時半までということでございます。

変更年月日は14年の10月26日でございます。この届出日は14年の10月7日に出されておりました、公告縦覧期間がございまして、説明会は平成14年の12月2日に2回実施しております。

市町村・住民等の意見でございますけれども、茂原市の意見として2項目ほどありました。

駐車場内において、来店者に対し表示板等による不必要なアイドリング、クラクション、ドアの開閉音の低減等の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずること。また、今後も騒音対策等、対応の規模に不足が生じた場合、誠実に実効ある措置を実施すること。青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為または環境から、青少年の保護に努めるよう努力することという意見が出されております。

住民等の意見につきましては、ございませんでした。

県の意見でございますけれども、「意見なし」として15年の5月26日に通

知をいたしました。

「意見なし」の理由でございますけれども、変更届について、営業時間を変更するもので、この変更は夜間に及ぶものでございますけれども、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響がほとんどないと認められること。

市意見につきましては、設置者から市意見に対応する旨の報告書が平成15年の5月20日付で提出されております。

内容は、来店のお客様に対し、駐車場内に表示板を掲示し、不用意なアイドリング等の低減を促すよう呼びかける。それから、現在も警備員を配備し巡回していますが、今後も地元警察と話し合い、店内及び駐車場等の巡回を強化して青少年の犯罪を未然に防ぐよう努めるとの報告がされておりました、周辺地域の生活環境保持に適切な対応がなされていると認められること。

また、住民等の意見がなかかったことによるもので、「意見なし」とさせていただきます。

報告案件7「パシオス銚子本城店」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますけれども、駐車場の収容台数80台から55台に変更するもの、それから駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及びその面積ということで、面積の変更については92㎡から84㎡に変更するところがございます。

変更年月日は、15年の7月8日を予定しております。処理経過でございますけど、届出は平成14年の11月7日に届けがございまして、公告縦覧期間は3月22日までとなっております。説明会につきましては、14年の12月13日に1回開催されております。

市の意見、それから住民等の意見につきましては、ございませんでした。

県の意見でございますけれども、これにつきましては「意見なし」ということで、15年の5月16日付で通知したところがございます。

その「意見なし」の理由でございますけれども、変更届につきましては、

敷地減少に伴い駐車場の収容台数を変更するもので、その届出台数は指針により求められる台数を満たし、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

銚子市、住民等の意見がなかったことによるもので、「意見なし」とさせていただきます。

報告案件8「ビッグハウス旭店」について

<事務局説明>

変更しようとする事項でございますけれども、閉店時刻でございます。変更前は午後8時でありましたけれども、変更後は午後9時半。これに伴いまして、来客が駐車場を利用することができる時間帯として、変更前は8時45分から午後9時まででございましたけれども、変更後は午前8時45分から午後9時45分までということで、変更年月日は14年の11月8日でございます。

処理経過でございますけれども、この変更届は14年の11月7日に提出されて、説明会不要承認通知を14年の12月3日に出したところでございます。

市町村・住民等の意見でございますけれども、旭市の意見、それから住民等の意見はございませんでした。

県の意見は、「意見なし」として15年の5月16日に通知をしたところでございます。

「意見なし」の理由でございますけれども、変更届につきましては、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間に及ばず、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容をおおむね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。

それから、旭市の意見、住民の意見がなかったことによるものでございます。

以上でございます。

<伊藤会長> 報告案件につきましてご質問は、ご質問なければ、了承いたします。

議題（３）その他

次回開催の日程確認（第２２回千葉県大規模小売店舗立地審議会 ６月２４日（火）午後２時から）を行った。

６ 閉 会：午後５時

以上

平成１５年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印